

岩手のことばを語る会 会則

第1条 本会を岩手のことばを語る会と称する。

第2条 本会は、本県のことばにニーズをもつ子どもたちのために、岩手県難聴・言語障がい教育研究会並びに岩手県ことばを育む親の会と連携し、その教育の振興に寄与するとともに、会員の親睦を図る。

第3条 本会の会員は次の通りとする。

- 1 ことば・きこえの教室担当者を経験し退職した者
- 2 ことば・きこえの教室担当者で、その経験年数がおよそ15年を超える者
- 3 岩手県難聴言語障がい教育研究会事務局経験者
- 4 岩手県ことばを育む親の会役員経験者
- 5 本会の趣旨に賛同した者で役員により推薦された者

第4条 本会の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1 ことばにニーズをもつ子どもたちの教育の振興に関すること
- 2 親の会活動等の支援に関すること
- 3 研究会活動等の支援に関すること
- 4 会員の親睦に関すること
- 5 その他本会の目的達成に必要なこと

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 事務局長 1名 事務局次長 若干名

第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 本会の総会は、隔年開催とする。

第8条 本会の経費は、入会金その他の収入を充てる。

附 則

- 1 本会事務局は会長指定の場所に置く。
- 2 本会に次の地区会を置く。
 - ① 盛岡地区（盛岡市、滝沢市、八幡平市、岩手郡、紫波郡）
 - ② 花北地区（花巻市、北上市、和賀郡）
 - ③ 胆江地区（奥州市、胆沢郡）
 - ④ 一関地区（一関市、西磐井郡）
 - ⑤ 気仙地区（大船渡市、陸前高田市、気仙郡）
 - ⑥ 沿岸地区（釜石市、宮古市、遠野市、上閉伊郡、下閉伊郡）
 - ⑦ 久慈地区（久慈市、九戸郡）
 - ⑧ 二戸地区（二戸市、二戸郡）
 - ・地区会には会長を置く。必要に応じては別に役員を置くことができる。
 - ・他県等在住者は、その者の希望の地区会に所属する。

この会則は、2004年8月28日に改正実施する。

この会則は、2010年9月3日に改正実施する。

この会則は、2014年5月30日に改正実施する。

- 内 規 -

- 1 入会金は、1,000円とし、年会費は徴収しない。
- 2 事務局の通常業務は事務局長宅でおこなう。
- 3 本会の副会長として県難言研及び県ことばを育む親の会から各1名に委嘱する。
- 4 本会に顧問を置く。顧問として県難言県会長及び県親の会会長に委嘱する。